

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	7	府省庁名 復興庁、国土交通省	
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 東日本大震災復興特別区域法における復興整備計画を作成・公表した地方公共団体が防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地を取得する際、移転先の土地等を譲渡する者</p> <p>・特例措置の内容 緊急性・公共性が高い被災地における住む場所を失った被災者のための住宅整備を円滑かつ迅速に進めるため、津波被災を受けた地域から復興交付金事業計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために土地が地方公共団体に買い取られた場合において、一律に5,000万円特別控除が適用されるようにし、移転先用地の買収及び当該事業の円滑かつ迅速な推進を図る。</p>		
(関係条文)	租税特別措置法第33条第1項第2号、33条の4、64条第1項第2号、65条の2 同施行規則第14条第5項第4号の8 地方税法附則第34条第1項、第4項		
減収見込額	[初年度] ー (▲ 12.4) [平年度] ー (▲ 1.8) [改正増減収額] ー (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 地方公共団体による用地取得を推進し、もって住む場所を失った被災者の住居の確保を迅速かつ確実に進める。</p> <p>(2) 施策の必要性 住む場所を失った被災者の移転先については、少ない適地の中から可能な限り住民の意向に沿った場所を選定し、迅速かつ確実に用地の取得を進めていく必要があるが、当該用地取得にあたっては、移転先の地権者の理解が不可欠となる。</p> <p>このような背景のもと、平成25年度以降本特例を適用してきたところであるが、関係機関（国・県・市町村）の連携の下、復興交付金事業計画に位置づけられた防災集団移転促進事業と併せて、一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に準ずる事業を着実に実施してきた結果、適用期限である平成28年3月31日までの間に、各地方公共団体において計画されていた本特例の適用対象となる土地の取得については進捗が図られ、移転事業の実施に際し直接的なボトルネックとなっていた用地買収の促進に寄与したことが伺える状況となっている。</p> <p>一方で、以下のとおり、平成28年度以降も本特例を適用する可能性が存在する。</p> <p>① 既に防災集団移転促進事業等の計画を策定済みである地方公共団体の中には、やむを得ない事情により用地交渉が平成28年度以降に及ぶことが見込まれている地方公共団体があり、こうした地方公共団体においては、同年度以降、用地取得に着手していくこととなる。</p> <p>② 原発事故に伴い、本特例が設けられる以前から広範囲に渡り継続して避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域）に指定されていたが、時間の経過とともに除染作業等に進捗が見られはじめたことで、今までは集団移転促進事業を実施する予定のなかった地方公共団体において同事業を実施する可能性が出てきており、こうした地方公共団体においては平成28年度以降、用地取得に着手していくこととなる。</p> <p>以上のとおり、平成28年度以降も本特例を適用する可能性がある以上、既に本特例措置の適用を受けた地権者との公平性を担保しつつ、速やかな用地買収を進めるため、引き続き本特例の適用が求められるものである。</p> <p>なお、延長期間については、今後の集団移転促進事業の実施見込みを踏まえ、平成31年3月31日までの3年を要望するものである。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(4)被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進」</p>
	政策の達成目標	東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する特定被災区域内における防災集団移転促進事業等の実施。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（平成28年度～平成30年度）
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	各地方公共団体において計画された防災集団移転促進事業における移転先の用地取得については97%超が完了している一方、一部の地方公共団体において計画変更等の必要性が生じたことに伴い、数パーセントの用地取得が未完了となっており、本特例措置の適用期限である平成28年3月31日までの間に全ての事業を完了させることは難しい状況になっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>各地方公共団体から報告された推計値は以下のとおり。</p> <p><個人> 平成28年 28件 特別控除額：257百万円 平成29年 3件（以上） 特別控除額：67百万円（以上） 平成30年 2件（以上） 特別控除額：11百万円（以上）</p> <p><法人> 平成28年度 1件 特別控除額：1.3百万円</p> <p>なお、上記適用者数は、要望調書作成時点において防災集団移転事業等の実施計画を策定済みである地方公共団体における推計値であり、実施計画未策定の地方公共団体分については、移転先の用地等が決定しておらず、地権者数が不明であることから含まれていない。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地権者による土地の譲渡が促進され、移転事業が円滑に実施されることにより、被災者の住居の確保が早期に図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・特定住宅被災市町村の区域内にある土地等が平成28年3月31日までの間に復興事業等の用に供するために地方公共団体等により買取られる場合における土地等の譲渡所得の2,000万円の特別控除（震災特例法11の5②、措法34等）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>移転事業等の実施に際し地権者の土地の譲渡を促進するための措置であり、対象としての的確である。</p> <p>また、法定の手続を経る復興交付金事業計画に位置づけられた事業に限定することで、公益性を担保するものである。</p>
	ページ	7 — 3

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p><個人> 平成 25 年：818 件 特別控除額：4,095 百万円 平成 26 年：562 件 特別控除額：2,137 百万円</p> <p><法人> 平成 25 年度：15 件 特別控除額：57 百万円 平成 26 年度：18 件 特別控除額：92 百万円</p> <p>※ 各地方公共団体からの報告に基づく実績値</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例</p> <p>道府県民税：2,077,832 千円 事業税：5,630,491 千円 市町村民税：5,111,465 千円 地方法人特別税：6,404,934 千円 合 計：19,224,722 千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置が新設された当時、津波に強い住宅確保や拠点市街地の形成が緊急の課題とされ、停滞していた被災者のための大量の住宅団地に係る土地の取得を短期間で実施することが求められていたが、3年の適用期間内において、やむを得ない一部の地域を除き、津波被災地域の存する市町村において計画されていた防災集団移転促進事業等を概ね完了する見込み。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>津波被災地域を含む市町村で予定している防災集団移転促進事業等の事業の実施。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 27 年 5 月末時点における取得計画面積：846.3ha</p> <p>平成 27 年 5 月末時点における取得済み面積：824.2ha（97.4%）</p> <p>（※ 各地方公共団体からの報告に基づく実績値）</p> <p>なお、一部の地方公共団体において計画変更等の必要性が生じたことに伴い、本特例の適用期限である平成 28 年 3 月 31 日までの間にすべての事業を完了させることは難しい状況となっている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日 創設</p>